

令和 年 月 日

出席停止通知書

保護者様

年組 生徒氏名

静岡大学教育学部附属島田中学校長

次の理由（○印）により、学校保健安全法第19条の規定に基づき出席を停止します。
なお、病気が治り、児童生徒を登校させるときは、下記の証明書欄に医師の証明をいただき、登校時に学校へ提出してください。

分類	病名	出席停止期間	分類	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで	第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	ペスト			百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	クリミア・コンゴ出血熱			麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	マールブルグ病			流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	ラッサ熱			風疹	発疹が消失するまで
	急性灰白髄炎			水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	ジフテリア			咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	鳥インフルエンザ（H5N1）			結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	重症急性呼吸器症候群（SARS）			髄膜炎菌性髄膜炎	
	痘そう		第3種	腸管出血性大腸菌感染症	
	南米出血熱			コレラ	
	新型インフルエンザ等感染症			細菌性赤痢	
	指定感染症			腸チフス	
	新感染症			パラチフス	
				流行性角結膜炎	
				急性出血性結膜炎	
				その他の感染症（）	

証明書

1児童生徒氏名

2病名

3停止期間

年月日から 年月日まで

上記の児童生徒の疾病は、感染のおそれがないものと認めます。

年月日

医師 住所
氏名

印